

○環境省令第三十一号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三十五条の規定に基づき、及び同法の実施するため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(指定調査機関の指定の申請)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(以下「法」という。)第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等(以下「土壤汚染状況調査等」という。)を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定調査機関の指定の申請)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(以下「法」という。)第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等(以下「土壤汚染状況調査等」という。)を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(技術管理者証の交付)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から三年以内にこれをしなければならない。</p>	<p>(技術管理者証の交付)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。</p>

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）（当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあつては、その旨を当該申請書に記載し、当該修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書画）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2～4 (略)

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2～4 (略)

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記

載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第一条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(手数料)

第二十二条 (略)

2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、納付しなければならない。

3 (略)

載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(手数料)

第二十二条 (略)

2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、納付しなければならない。

3 (略)

様式第五（第七条第一項関係）

収 入 印 紙
 [消印しては
 ならない]

技術管理者証更新申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()	電話番号()	
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日			
技術管理者証の書換え を必要とする事項（技 術管理者証の記載事項 を変更しようとする場 合に限る。）			
私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しない ことを誓約します。 1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者 2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2 年を経過しない者 上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 7条第1項の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の
 更新年月日を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第五（第七条第一項関係）

収 入 印 紙
 [消印しては
 ならない]

技術管理者証更新申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()	電話番号()	
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項 の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第五の二（第七条第二項関係）

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
〔 ならない 〕

更新講習受講申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）	
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	日生
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）	
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第五の二（第七条第二項関係）

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
〔 ならない 〕

更新講習受講申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）	
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	日生
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）	
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第六（第八条第一項関係）

収 入 印 紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証再交付申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()	電話番号()	
再交付申請の理由			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第六（第八条第一項関係）

収 入 印 紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証再交付申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生	
本 籍			
住 所	郵便番号()	電話番号()	
再交付申請の理由			
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第七（第九条関係）

収入印紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証書換申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	(年 月 日)	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	生
本籍				
住所	郵便番号()		電話番号()	
書換えを必要とする 事項				
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、 技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環境大臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第七（第九条関係）

収入印紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証書換申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	(年 月 日)	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	生
本籍				
住所	郵便番号()		電話番号()	
書換えを必要とする 事項				
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、 技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環境大臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	
	年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にとってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更したので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

	旧	新
変更の内容		
変更日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にとってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にとってはその代表者）が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届書

指定番号	
	年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
人にとってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更するので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

	旧	新
変更の内容		
変更日（又は変更予定日）		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にとってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にとってはその代表者）が署名することができる。

様式第十一 (第二十六條関係)

(表面)

----- 12センチメートル -----

	番 号	
土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書		
写 真	職名及び氏名	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効
環 境 大 臣 地方環境事務所長 都道府県知事		
		印

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十一 (第二十六條関係)

(表面)

----- 12センチメートル -----

	番 号	
土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書		
写 真	職名及び氏名	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効
環 境 大 臣 地方環境事務所長 都道府県知事		
		印

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成二十八年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例による。